

令和8年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅について令和8年度中に耐震改修を実施する所有者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、東大和市補助金等交付規則(昭和42年規則第6号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 令和8年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱(令和8年4月1日施行)第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修 前号の耐震診断の結果により、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修工事(住宅の一部を取り除く工事を含む。)であって、建築工事業の許可を受けた者が行うものをいう。
- (3) 評点 「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会)に定める一般診断法又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点をいう。
- (4) 所有者等 木造住宅を所有する個人又はその配偶者若しくは二親等以内の親族をいう。

(助成対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅(以下「助成対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅であること。
- (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅で、耐震改修後の評点が1.0以上となること。
- (3) 耐震改修が建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反していないこと。
- (4) 所有者等が自ら居住するために延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象住宅の所有者等とする。ただし、共有の助成対象住宅にあつては、代表者とする。

(2) 助成対象住宅の所有者等（共有の助成対象住宅にあつては共有者全員）が申請日現在において、納期が到来している市税を滞納していないこと。

（助成金額）

第5条 助成金の額は、耐震改修に要した費用の3分の1に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その額が30万円を超える場合は30万円を限度とする。

2 助成は、同一の助成対象住宅に対して1回限りとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修工事に着手する前に、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、原則として令和8年12月15日までに市長に申請しなければならない。

(1) 耐震改修に係る費用の見積明細書の写し

(2) 耐震改修工事の計画書（工程表を含む。）

(3) 施工業者の建設業許可証の写し

(4) 住民票の写し

(5) 建築確認通知書又は検査済証の写し等の助成対象住宅の建築時期が確認できる書類

(6) 登記事項証明書の写し等の助成対象住宅の所有者等が確認できる書類

(7) 市税の納税証明書等の市税を滞納していないことが分かる書類

(8) 第4条第1号ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、助成金を交付しないことに決定したときは、東大和市木造住宅耐震改修費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の交付の申請内容を変更しようとするときは、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更申請書（第4号様式）に第6条第1項各号に掲げる書類のうち、変更内容に係る書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、承認するときは東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更承認通知書（第5号様式）により、承認しないときは東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、変更内容を審査し必要に応じて、助成金の額を変更するものとする。
- 4 助成決定者は、耐震改修を中止するときは、東大和市木造住宅耐震改修中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出があったときは、当該助成金の交付決定はされなかったものとみなす。

（完了報告）

第9条 助成決定者は、耐震改修が完了したときは、東大和市木造住宅耐震改修完了報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）地震に対して安全な構造となったことが確認できる書類
- （2）耐震改修費用明細書又は契約書の写し
- （3）耐震改修費用の領収書の写し
- （4）改修前、改修中及び改修後の写真
- （5）建築基準法の規定による建築確認を要した改修工事については、検査済証の写し
- （6）その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、書類の審査を行い、当該耐震改修が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付額確定通知書（第9号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（交付請求等）

第11条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第12条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付が決定されている助成金の全部若しくは一部の取消し又は既に交付された助成金の全部若しくは一部の返還を、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により、命ずることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2）助成金を助成目的以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定又はこれに付した条件に違反したとき。

2 助成決定者は、前項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該助成金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付申請書

令和8年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱の規定に基づき、木造住宅耐震改修費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付申請額	円(耐震改修費用 円)		
住宅の所在地	東大和市		
所有形態	1 単独所有	2 共有	
建築物の規模	地上 階	建築面積 m ²	延べ面積 m ² (内住宅部分 m ²)
耐震診断 実施年月	年 月		
耐震改修実施 予定期間	年 月から 年 月まで		
施工業者	所在地 名称 電話		
添付書類	(1) 耐震改修に係る費用の見積明細書の写し (2) 耐震改修工事の計画書(工程表を含む。) (3) 施工業者の建設業許可証の写し (4) 住民票の写し (5) 建築確認通知書又は検査済証の写し等の助成対象住宅の建築時期が確認できる書類 (6) 登記事項証明書の写し等の助成対象住宅の所有者等が確認できる書類 (7) 市税の納税証明書等の市税を滞納していないことが分かる書類 (8) 第4条第1号ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類 (9) その他()		

【確認欄】 建築確認手続きが必要な工事で ある ・ ない
 確認を行った建築氏名
 建築士番号

※建築確認手続きが必要な工事である場合、確認済証の提出が必要となります。

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修費助成金の交付について、
次のとおり決定したので通知します。

交付決定金額	円
助成対象住宅所在地	東大和市
交付条件	東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱及び東大和市補助金等交付規則の規定を遵守すること。

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修費助成金の交付について、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

1 申請の住宅所在地

東大和市

2 不交付決定理由

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた東大和市
木造住宅耐震改修費助成金の申請内容を次のとおり変更したいので申請します。

助成対象住宅 所在地	東大和市	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		
添付書類		

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった東大和市木造住宅耐震改修費助成金の変更申請について次のとおり承認します。また、年 月 日付 第 号で交付決定した木造住宅耐震改修費助成金の額を 円に改めます。

助成対象住宅所在地	東大和市	
承認内容	変更前	変更後

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修費助成金の変更申請について、
次の理由により不承認としたので通知します。

1 助成対象住宅所在地

東大和市

2 不承認理由

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

東大和市木造住宅耐震改修中止届出書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、耐震改修を次の理由により中止するので届け出ます。

1 助成対象住宅所在地

東大和市

2 中止の理由

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

東大和市木造住宅耐震改修完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた
耐震改修工事が完了しましたので、次のとおり報告します。

助成対象住宅所在地	東大和市
耐震改修工事費用	円
交付決定額	円
耐震改修期間	年 月 日から 年 月 日まで
施工業者	所在地 名称 電話
添付書類	(1) 地震に対して安全な構造となったことが確認できる書類 (2) 耐震改修費用明細書又は契約書の写し (3) 耐震改修費用の領収書の写し (4) 改修前、改修中及び改修後の写真 (5) 建築基準法の規定による建築確認を要した改修工事については、検査済証の写し (6) その他 ()

第9号様式（第10条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付額確定通知書

年 月 日付で提出された東大和市木造住宅耐震改修完了報告書を審査した結果、次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

なお、助成金は、東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書（第10号様式）の提出をもって、市に登録されている口座に振り込みます。

助成対象住宅 所在地	東大和市
助成金額	円

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

印

東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付請求書

年 月 日付 第 号で通知のあった交付額
確定通知書に基づき、助成金の交付を次のとおり請求します。

交 付 請 求 額	円
-----------	---

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

第 年 月 日 号

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付決定取消通知書

令和 8 年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を取消し、助成金の返還を命じます。

助成対象住宅 所 在 地	東大和市
交 付 決 定	年 月 日付 第 号
取 消 し の 範 囲	
取 消 し の 理 由	
返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日